

非核平和都市宣言に関する決議

核兵器のない平和で公正な世界は、地球に住む人たちの共通のねがいであり
ます。

しかし、現在この地球上には数多くの核兵器が存在し、また、紛争・戦争も
後を絶たず、人類の生存に脅威と不安をあたえています。

かけがえのない青い地球をまもり、子供たちにひきつぐことは、今を生きる
すべての人びとの果たさなければならない責務です。

世界唯一の核被爆体験国である日本に住むわたしたちは、広島・長崎の惨禍
をくりかえさないよう、全世界に向け、すみやかな核兵器の廃絶と戦争の根絶
を訴えつづけなければなりません。

伝統ある文化と自然ゆたかな郷土を大切に、やすらぎのある生活をねがう
わたしたち一関市民は、新市発足に当たり、ふたたび戦争しないと誓った日本
国憲法の理念のもと、国是である、持たず・作らず・持ち込ませずの非核三原
則の堅持と、すみやかな核兵器の廃絶を求め、非核平和都市を宣言いたします。

上記の通り決議する。

平成 18 年 6 月 29 日

一 関 市 議 会

「仕事と生活の調和推進基本法」の制定を求める意見書

わが国は、ついに人口減少社会に突入しました。厚生労働省の人口動態統計
によると、昨年 1 1 月までの一年間に出生数が死亡数を概数で 8 3 4 0 人下回
り、人口が年間で初めて自然減となったのです。

今後、約 3 0 年間は 1 5 ~ 6 4 歳の生産年齢人口が減少し続けることになり
ます。そうした中で女性の就労率が高まっていくことは確実です。少子社会へ
の対応を考えた時、今後の働き方として、男性も女性も共に、仕事と子育て・
介護など家庭生活との両立に困難を感じるような働き方が可能になるよう
な環境整備、社会システムの構築が非常に重要になってきます。

つまり、働き方や暮らし方を見直して「仕事と生活の調和」を図ること、い
わゆるワーク・ライフ・バランスの実現が、これからのわが国にとって重要課
題です。ワーク・ライフ・バランスは、働く者にとって望ましいだけでなく、
企業にとっても、両立支援の充実している会社が順調に業績を伸ばしている事
例が多数あり、就業意欲の高まり、労働生産性の向上などのメリットが少なく
ありません。

厚生労働省の研究会がワーク・ライフ・バランスについてまとめた報告書(平
成 1 6 年 6 月)は、「政府には、『仕事と生活の調和』の実現に向けた環境整備

に早急に着手することが期待される」としています。ワーク・ライフ・バランスは労働政策に限るものではなく、省庁の枠を超えて総合的に政策が実行できるよう、「仕事と生活の調和推進基本法」(仮称)を制定すべきです。

社会経済情勢の変化に対応した豊かで活力ある社会が実現できるよう、ワーク・ライフ・バランス形成の促進を図るため、同基本法によって政策の基本方向を定め、総合的かつ計画的に施策を実行することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条(昭和22年法律第67号)の規定により意見書を提出します。

平成18年6月29日

一 関 市 議 会

内閣総理大臣 殿
厚生労働大臣 殿
経済産業大臣 殿

公契約法制定など、公共工事における建設労働者の
適正な労働条件の確保に関する意見書

わが国の建設業においては、建設業界の特徴である元請と下請という重層的な関係の中で、他産業では常識とされる明確な賃金体系が現在も確立されず、仕事量の変動が直接、施工単価や労務費の引き下げとなり、建設労働者の生活を不安定なものとしています。

このような状況に対して、国では、平成13年4月に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(入契法)」を施行して、適正な施工体制の確立を図っていくこととされました。この法律の制定にあたっては、参議院国土・環境委員会において「建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われるよう努めること」との付帯決議が付されました。

一方、諸外国では、1949年6月にILO(国際労働機構)で採択された第94号条約「公契約における労働条項に関する条約」が2000年12月現在、59か国で批准され、公契約にかかる賃金を確保する法律、いわゆる「公契約法」の制定が進んでいます。

よって、国におかれては、建設労働者の適正な労働条件を確保するため、次の事項について、特段の配慮をされるよう強く要望いたします。

1. 公共工事において建設労働者の適正な賃金が確保されるよう「公契約法」の制定を検討すること。
2. 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(入契法)」成立にあたり、参議院国土・環境委員会で決議された付帯決議事項の早期実現を図

ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年6月29日

一 関 市 議 会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
総務大臣 殿
厚生労働大臣 殿
農林水産大臣 殿
国土交通大臣 殿

最低保障年金制度を創設する意見書

国民年金保険料の未納は重大な社会問題となっており、保険料免除者や年金未加入者を加えると、未納者は1000万人を超えるものとみられます。

この状態をこのまま放置すれば、現在でも60万人以上といわれる無年金者や低年金者が、更に増加することが懸念されます。

2001年8月、国連社会権規約委員会は、日本政府に対し制度の中に最低年金がないこと等を指摘して、改善を求める勧告をしています。

2005年7月には、指定都市市長会が高齢者の生活保護受給者が増え続けていることを問題にし、高齢者に「最低限の所得保障を行うため無拠出制で、受給要件を一定年齢の到達点とする最低年金制度」の創設を提案しています。

公的年金制度の崩壊を防ぎ、すべての国民に老後の生活を保障するためには、保険料無拠出の年金、つまり、全額国庫負担の最低保障年金制度を創設する以外にないと考えます。

以上の趣旨から、下記事項の実現を要望し、地方自治法第99条に基づいて、政府に意見書を提出いたします。

記

1. 全額国庫負担の最低保障年金を一階部分とする年金制度を創設すること。
2. 基礎年金の二分の一国庫負担を直ちに実行すること。
3. 当面、基礎年金の国庫負担に見合う給付を、無年金・低年金者に支給すること。
4. 国は、国民の生存権保障に責任を持ってとりくむこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 18 年 6 月 29 日

一 関 市 議 会

内閣総理大臣 殿
厚生労働大臣 殿
財 務 大 臣 殿